

愛知県建築物地震対策推進協議会だより———7



JUDGEくん

発行／2005年 愛知県建築物地震対策推進協議会

1995.1.17



2004.10.23



備えあれば憂いなし
「あ、地震！」であわてないために
日頃の備えと情報を蓄える
判定士のコミュニケーション誌
『ジャッジ君』

CONTENTS

- 新潟県中越地震と応急危険度判定活動 ②
- 判定模擬訓練の実施 ④
- NEWS&INFORMATION ⑤
- 阪神・淡路大震災に学ぶ「人と防災未来センター」
- 災害救援ボランティアに学ぶ ⑥



新潟県中越地震と 応急危険度判定活動

2004年10月23日(土)午後5時56分、新潟県中越地方を突然襲った最大震度7の揺れ、そして続発する強い余震。死者40人、避難者約10万人、住宅損壊約9万棟、被害額約3兆円を超える新潟県中越地震は、地域社会への深刻な打撃から阪神・淡路大震災にも匹敵するものといわれる。

地震大国・日本。いつ、どこに、次の大地震が襲うのかわからない。

東海地震も時間の問題と呼ばれる今、これまでの経験から得た教訓を、私たち一人ひとりが真摯に受け止め、次の地震に備えたい。

ここでは、新潟県中越地震発生4日後、愛知県から応急危険度判定活動に赴いた判定士の活動から、今後の判定活動にどう生かしていくかを考えてみたい。



地震の概要	
●発生日時	2004年10月23日(土) 午後5時56分
●震源の深さ	約13km
●規模	マグニチュード6.8

住宅				住宅以外		その他被害		
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設+その他	道路	河川	崖崩れ等	
2,867棟	1,664棟	9,351棟	92,111棟	34,998棟	6,064箇所	229箇所	442箇所	

新潟県内での応急危険度判定は、地震翌日の10月24日から着手、判定活動中に大きな余震に見舞われるなど多くの困難の中、11月10日までに、8市6町2村で36,143棟の調査を行った。活動に従事した判定士は3,821名。中部、関東、東北・北海道ブロックの各都道府県を中心に、2,900名余の応援判定士が駆けつけた。

愛知県では、10月27日から30日まで、先遣班として3名が派遣された。その後、国土交通省北陸地方整備局から正式に判定士派遣の要請があり、11月4日までの9日間で延べ97人が、見附市・小千谷市・長岡市・刈羽村の3市1町で判定活動を行った。

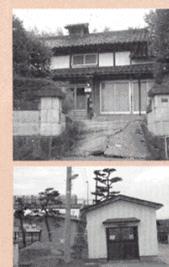
新潟県応急危険度判定結果		
危険	要注意	調査済
5,243件(14.5%)	11,122件(30.8%)	19,778件



～名古屋市職員の判定活動報告～

10月29日(金)から31日(日)までの3日間、第一次派遣班として、見附市、刈羽村で活動に従事した加藤哲夫さん(名古屋市建築指導課)からの活動報告を紹介します。

10月29日(金)、現地の状況等もわからないままに出発し、国土交通省北陸地方整備局(新潟市内)に着き、現地状況、派遣先(毎日終了後に指示)を指示され、一日目は見附市、二日目、三日目は刈羽村で活動しました。派遣先は新潟市宿泊先より車で1時間程度かかる距離なので、交通手段等を考えた結果、レンタカーで現地まで移動し判定活動に入りましたが、当日のレンタカー手配に手間取り苦労をしました。現地状況、宿泊先、派遣先までの交通手段等は出発前に把握し、手配の必要があると感じました。見附市では、判定活動に回ることが広報されていましたが、刈羽村ではされていなかったので、住民の方にチラシを配りながら説明をしました。度重なる余震に不安を抱いている人が多く、判定活動中は、住民の方とのコミュニケーションの中で、精神的不安を取り除くことも、時間をかけてでも重要なことだと感じました。判定活動は大変でしたが、みなさんの安心された顔と「ありがとうございます」という感謝の声が励みになりました。



これだけは準備しておきたい 「判定活動のための七つ道具」

- | | |
|------------|----------|
| □登録証 | □ホイッスル |
| □判定士手帳 | □マスク |
| □クラックスケール | □コンパス |
| □ヘルメット用シール | □双眼鏡 |
| □ヘルメット | □下げ振り |
| □コンバックス | □雨具 |
| □筆記用具 | □防寒具(冬季) |
| □軍手 | □ポケットカメラ |
| □ナップザック | □水筒 |
| □ペンライト | □携帯電話 |

判定士の使命とは? 活動のあり方とは?

判定活動に従事した愛知県内の判定士のアンケートから、判定活動の問題点、課題についてピックアップした。
判定士の使命、判定活動のあり方について考えてもらいたい。

●判定活動の効果

『安全な住宅には避難者を帰すという役割があるが、余震の恐怖から「調査済み」の判定をしても帰ってもらえない、判定をする必要性が薄らぐ。』

『構造材に損傷がなくても、仕上材や建具の著しい損傷に「もう住めない」と落胆している人が多い。専門家として住宅改修の方法を住民に示唆することで、将来への明るい見通しを示すことができ、被災住民の心のケアという点で、判定活動は効果があった。』

多くの余震が襲った今回の中越地震では、余震による二次災害防止の主旨を持つ判定活動が意義のあるものになった反面、以下のような意見もありました。

●判定活動

『余震により損傷具合が大きく変化した場合は2回目の判定活動が必要。』

『今回のように余震が続く中での判定活動は、判定士の安全確保と判定結果の信頼性(余震で判定が変わる)の面から改善を検討する必要がある。』

また、受入側の体制が整っていないかたり、判定上の戸惑いから以下のような意見もありました。

『被害状況により判定件数に差が出る。調査済みや要注意が多い区域は、内部調査等に時間がかかる。本部コーディネーター(地域担当者)による被害状況の把握と区域設定が重要。』



●判定基準の内容

『判定士の主觀によるところが大きい。できるだけ客観的に判定ができるよう、判定項目の細分化が必要。』

『「要注意」と「危険」の意味が判定者にとってもわかりづらい。「危険」は立入禁止、「要注意」は夜間寝泊り禁止、という理解でいいのか。判定士の出身県によって判断に偏りがあり、共通認識、全国的な統一が必要。』

『外壁リフォームがされており、外観は大丈夫でも内部の被害が甚大なケースがあった。居住者に内部の状況を聞き取ることが重要。』

『基礎の被害について「部分的被害」とはどの程度か、壁の被害について「落下危険あり」の場合の規模はどの程度か、などの判断に迷った。被害割合を明示することが必要。』

今後は、判定コーディネーター講習や模擬訓練をより具体的にシミュレーションした訓練、専門的な知識を得るために勉強会、また経験豊富な判定経験者との交流の機会が必要と思われます。

その他、今回派遣された判定士も、判定活動の中で直接住民に以下のようなことを問われました。

●住民対応

『(壊れてしまった建物を)今後も使えるか?どう改修したらいいのか?』

『(下地石膏ボードのずれによる)内装クロスが破れているけど大丈夫か?』

『道路の陥没補修はどうするのか?』

『下水管へ排水を流してもよいか?』

『(罹災証明のための被害調査が平行しており)また、調べに来たのか?』

『赤い紙が貼ってあれば、行政からの支援金がたくさんもらえるのか?』

判定活動に直接は関係ないこんな質問、あなたならどう答えますか?

『応急的に多くの建物を調査しなければならない』という判定活動の主旨もありますが、被災直後に各戸を廻る判定士を頼りにする住民の声にも、できるだけ真摯に答えられると理想的です。行政も、受入側としての体制整備が必要ですが、判定士個人としても日頃から意識を持って、取り組んで欲しいと思います。

ジャッジくんの 知識

①



被災者の方に理解を求める!

「震災後の建物の調査・判定は、それぞれ違う目的で行われる。」

アンケートにもあったように、住民からの苦情に「なぜ何度も調査が入るのか」という苛立ちの声がありました。新潟県内の各市役所にも応急危険度判定に関する問い合わせが多く寄せられました。震災後、建物の調査や判定には、①応急危険度判定 ②罹災証明の被害調査 ③被災度区分判定と、専門家・行政職員による立ち入り調査があります。新潟県の被災者は「黄の紙(要注意)が張られているが、どんな公的補助を受ける資格があるのか」と、①と②とを混同したケースもあったといいます。

内容の異なる調査・判定について、判定士からも説明をし、スムーズに活動できるよう心がけましょう。

①応急危険度判定…余震による建物の倒壊や落下物などから人的被害を防止するため、建物の安全性を「応急的」に判定し、建物への立ち入りの可否を住民に情報提供するもの。

判定者／被災市町村の要請により資格を持つ判定士が行う。

②罹災証明の被害調査…市町村に提出された「罹災届」に基づき、被災した建物の損傷の度合いを資産価値的な視点から調査、公的支援を受ける際の根拠となる「罹災証明」を認定するために行われるもの。

調査者／市町村職員が行う。

③被災度区分判定…地震により損傷を受けた建物が修理により「恒久的」に継続使用が可能か、どの程度の修理が必要か等、構造的視点から建物の復旧の要否について判定するもの。一定の費用がかかる。

判定者／建物の所有者が建築構造技術者に依頼して行う。

判定力のレベルアップをめざして— 春日井市で応急危険度判定模擬訓練を実施

国内で初めて応急危険度判定が行われた1995年の阪神・淡路大震災、そして2000年鳥取県西部地震、2003年宮城県北部連続地震、さらに昨年の新潟県中越地震と、大規模地震において、応急危険度判定活動は着実に実施され、成果を上げています。いざという時に備え、的確、迅速な判定活動ができるように、毎年県内市町村では、模擬訓練に取り組んでいます。

新潟県中越地震から約1ヵ月後の2004年11月25日(木)、尾張東地域の民間判定士、行政職員が参加し、東海・東南海地震の同時発生を想定した模擬訓練が行われました。訓練後のアンケートでは、9割近くの参加者が訓練の意義を感じたと回答、実践力を養う有意義なものとなりました。

●実施日時

11月25日(木)午後1時30分～4時30分

●実施場所

グリーンパレス春日井(春日井市勤労福祉会館)

●判定参加者

尾張東地域在住民間判定士116名、市町村職員等73名 計189名

●訓練内容

想定／11月22日(月)午前9時30分、東海・東南海地震が同時発生。マグニチュード7.8、春日井市は、震度5強～6強を観測。各市町村、春日井市の災害対策本部が応急危険度判定の実施を宣言、判定士の参集要請を行った。11月25日、グリーンパレス春日井を判定拠点として応急危険度判定を実施。

内容／判定士2人1組となり、下げ振りを用いて対象建築物の傾斜の測定、外壁の被害や落下危険物の外観調査を行った。その結果、総合的な危険度を判定し、ステッカー(調査済・要注意・危険)を貼付した。

REPORT

模擬訓練を終えて

梶田 克彦(春日井市建設部建築指導課)

平成16年度被災建築物応急危険度判定模擬訓練(尾張東地域)を平成16年11月25日(木)、「グリーンパレス春日井(春日井市勤労福祉会館)」において実施しました。

尾張東地域では初めての開催ということで、実施に際して慎重になったのが会場の選定で、遠方から参加いただく方も多いため、交通の便が良く分かりやすい場所ということで当会場に決まりました。

また、訓練対象の建物については、実際の建物で行なうことは難しいため仮設の木造建物とRC造に見立てたパネルを造ることとしました。木造の仮設建物は、被災した建物とするために柱を傾斜させ、ペンキ塗装によりひび割れ落下した壁や割れた窓ガラスを表現しました。想定した総合判定は要注意(黄)判定でしたが、訓練判定ではほとんどが危険(赤)判定という結果でした。この模擬訓練の1ヵ月前に新潟県中越地震が発生し、改めて応急危険度判定士の責任の重さと判定の難しさを実感しました。

最後に判定士の皆さんには大変お忙しいなかご参加いただき、ありがとうございました。そして真剣に模擬訓練に望まれている姿を見て意識の高さに感心させられました。

また、ご協力いただきました建築関係団体並びに愛知県を始め市町の判定コーディネーターの皆さんには、深く感謝しております。

今後もより有意義な訓練が実施されていくことを願っています。



起震車による地震体験



判定風景



参加者の感想



良かった点

- 良い経験ができた。
- マニュアルがわかりやすかった。

改善が必要な点

- 判定項目が少ない。
- 判定の前にビデオを観ながら、解説があるとよい。
- 判定場所でもっと詳しい説明が必要。

TRAINING CALENDAR 2005

1月	連絡訓練	「いざ参集!」を想定して、判定士間の連絡網の確認と整備
2月		
3月	判定コーディネーター講習会	
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月	応急危険度判定模擬訓練 (東三河・新城地域)	
12月		

*毎年同時期ぐらいいに訓練を予定しています。

NEWS & INFORMATION

連絡訓練の連絡率、約71%

平成16年1月17日(月)に、応急危険度判定士の参集要請に関する電話連絡訓練を行いました。各市町村の判定担当課より、現在整備しているツリー状の電話連絡網に従って、そこに居住されている判定士の方々に連絡を行ったものです。平均連絡率は約71%でした。

愛知県の応急危険度判定士 登録者は、7,549人になりました。

今年度は判定士講習会を6回開催し、新規に判定士として登録された方546名と平成10年度に受講され今回更新された403名で、計949名の方に新たに登録をいただき、県内判定士は7,549名になりました。

県では、平成18年度末を目指して1万名の登録を予定しています。お知り合いの建築士さんでまだ未登録の方々に、ぜひ登録の呼びかけをしていただけますようお願いします。



平成12年度登録者のみなさん、
更新講習の受講が必要です。

平成12年度の判定士講習会を受講し登録をされた方々は来年度更新となります。来年度の判定士講習会を受講していただき、更新登録申請していただく必要があります。

なお、対象者には別途ご案内する予定です。

(参考 更新対象者—平成12年度登録者「登録番号12A-〇〇〇〇」)



「被災宅地危険度判定士」

地震、豪雨の二次災害から人命を守る、もうひとつの判定活動



新潟県中越地震では、建物の倒壊とともに、敷地がかけ崩れなどにより被害を受けるケースも多くみられました。

建築物を対象に判定する応急危険度判定活動のほかに、建築物の敷地を対象とする被災宅地危険度判定活動があることをご存知ですか? 地震だけでなく豪雨災害のときにも、二次災害を防ぎ安全を守るために必要とされる判定活動です。

行政職員で宅地造成に関する技術的見識を持っており、養成講習会を受講した者を知事が判定士として認めます。



●問い合わせ 愛知県建設部建築指導課開発グループ
TEL052-961-2111 内線2838

ジャッジくんの 知識

②



住所、勤務先等が変わったら、変更手続きを忘れずに!

引越し、転勤などで住所や連絡先等が変わったら、必ず変更手続きをしましょう。いざという時にすぐ連絡がとれるようにご協力をお願いします。

手続き方法は二通り。応急危険度判定士講習会で配布するテキストに掲載されている「応急危険度判定士登録申請事項変更届」に記入して、(財)愛知県建築住宅センターへ郵送またはFAXで提出する方法。もう一つは、愛知県建築物地震対策推進協議会のホームページの判定士専用ページから、変更届の手続きへアクセスし、用紙をダウンロードして必要事項を記入し、郵送、FAX、またはe-mailで提出する方法。ホームページアドレス、判定士専用ページのためのID及びパスワードは次のとおりです。

URL:<http://www.aichi-jishin.jp/>
ID:a-jishin パスワード:judge

●提出先
(財) 愛知県建築住宅センター
〒460-0008
名古屋市中区栄4-3-26
昭和ビル2階
TEL052-264-4051
FAX052-264-4043



阪神・淡路大震災に学ぶ

あの日を忘れない、
そして未来に伝えるために。

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

Disaster Reduction and Renovation Institution

神戸東部新都心のHAT神戸地区。海岸沿いの広々とした地区の中で、一際目を引くガラス張りの建物が、阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に伝えるために建設された「人と防災未来センター」です。平成14年4月の開館以来全国から約130万人が訪問しています。

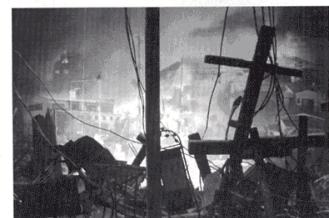
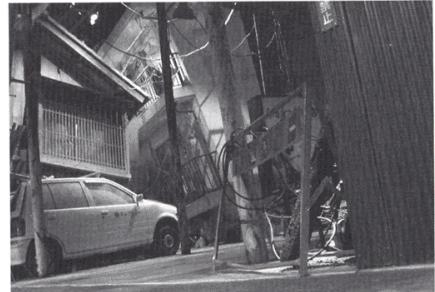
6,433人の死者を出し、国内では戦後最悪の自然災害となった阪神・淡路大震災から10年。大きな自然災害が相次ぐ中で、国、自治体、そして一人ひとりが防災のために何をしなければならないかがますます問われています。「人と防災未来センター」は、その一つの答えとして、阪神・淡路大震災の経験と教訓を生かし、災害対策の専門家やボランティアの育成、大規模災害時の広域支援、調査研究や災害関係機関とのネットワークづくりなど、実践的、総合的に防災に取り組む世界的な拠点として誕生しました。そのなかで一般来館者に強い印象を残すのが、阪神・淡路大震災を伝える防災未来館です。



阪神・淡路大震災を映像、資料、データで伝える、防災未来館(左)

いのちの尊さと共に生きることの素晴らしさを伝える、ひと未来館(右)

実物大のジオラマ展示



震災の記憶を残すコーナー
市民の協力により集まつた震災関連資料を提供者の体験談とともに展示

来館者がまず案内されるのは、「1.1シアター」。1995年1月17日午前5時46分、地震発生の瞬間を、当日の地震データなどをもとに再現された映像と音で伝えます。ビルや道路が崩れ落ちるオフィス街、アーケードが壊れる商店街、揺れに耐え切れず倒壊する住宅…さまざまな場面で何が起きたのか、私たちは「その時」を体験します。続いて誘導されるのが、実物大のジオラマ模型で再現された震災直後の街並み。レスキュー隊の叫び声、サイレンの音、震災直後にリアルに感じることができます。そして「大震災ホール」へ。震災から復旧・復興していくまちと人々の姿をドキュメンタリー映像で伝えています。

「震災からの復興をたどるコーナー」

「震災の記憶を残すコーナー」では、震災を体験した市民の声を肌で感じることができます。集められた資料は約16万点。展示されているのは一部ですが、新聞やテレビでは知ることのできない体験者の実感が伝わってきます。震災直後の様子から、避難所生活、高齢者、ボランティア、コミュニティ、ペットなど日常生活を取り戻すまでに浮かび上がったありとあらゆる課題が提示され、項目ごとに市民の震災資料が展示されています。どんなにささやかなことでも、自分たちが体験したことを記録し伝えたいという強い気持を感じます。貸し出される携帯端末機でバーコードを読み取れば展示にまつわる体験談が表示され、必要なものはプリントアウト

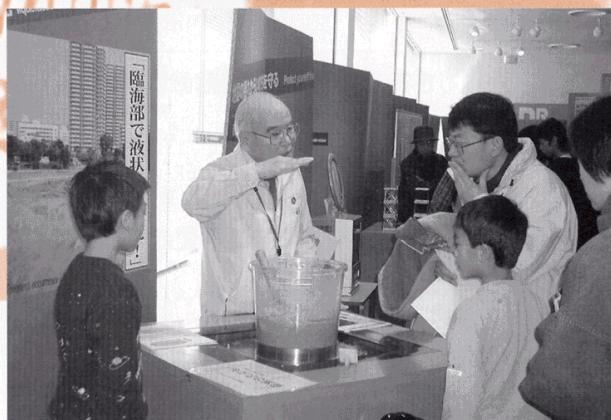


トしてもらいます。一人ひとりの声に耳を傾け、じっくりと向き合いたいコーナーです。ここには、展示説明や通訳として、また震災体験を伝える語り部として市民ボランティアが活躍しています。

身もすくむ地震発生の瞬間から、悲しみを乗り越え、助け合い、活力を取り戻していく被災者たち。私たちは、その道のりをこれらの展示を通して追体験します。その中で、人間のたくましさ、人のやさしさ、命の大切さを知り、そしてなぜ災害が起った時、いかに日ごろの防災意識が重要なかをあらためて実感します。機会をみつけて、家族で、子どもたちといっしょに訪れてほしい施設です。

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター

神戸市中央区臨浜海岸通1-5-2
TEL 078-262-5050



液状化や耐震構造を実験を通してわかりやすく説明する市民ボランティアの人たち。

災害救援NPOに学ぶ

NPOレスキューストックヤード
浦野 愛さん



愛知県の災害ボランティアのリーダー的存在として活躍するNPOレスキューストックヤード。

昨年は兵庫、三重の豪雨災害、新潟県中越地震など災害が相次ぎ、全国各地を奔走しました。

新潟県中越地震では、あいち中越支援ネットワークのメンバーとして、避難所、仮設住宅での生活支援を通して、被災者の方たちに寄り添い、ともにまちの復興に向けて取り組んでいます。

被災地で活動する際の構え、被災者の方たちとの関わり方などについて、事務局長の浦野愛さんにうかがいました。

被災地に入る前に 心に留めておきたいこと

被災者にとって家の再建は大きくのしかかってくる問題です。仮設住宅も2年間という入居期限が決められています。家やコミュニティの崩壊は、その直後だけでなく先々の生活再建にも響いてきます。そのため、阪神・淡路大震災のときは自殺や孤独死も多かった。今回の新潟県中越地震のように先祖代々受け継いでいる持ち家が多い地域の場合、家を失うというショックはさらに大きい。それまでその地域ではどんな生活が営まれていたか、地域性によって家や地域に対する思い入れは違うし、人によっても捉え方は違う。一人ひとりの心の問題は多様で大きいことを心に留めておくことが大切だと思います。

避難所や仮設住宅があるからいいじゃないかと思っていても、大きな家に大家族で住んでいた人たちが、壁も薄く、部屋数も少なく狭い場所で急に生活することになるわけです。今まで鍵もかけずに「あんた元気かねー」と大声を掛け合っていたのが、避難所や仮設では迷惑になるとか、他人への警戒心も働いて、つながりがどんどん薄くなっている現状もあります。そこにどんな暮らしがあったか、住んでいる人たちが今どういう状況にあるのか、それを知ってから被災地に入ることも必要だと思います。

頼りにされる専門家。
情報を蓄えて安心を提供

被災者にとって専門家というのは安心材料なんですね。建築士、医師、マッサージ師など資格を持っている人は強い。被災者の方からいろいろな質問を受ける機会も多いと思いますが、自分の専門知識や技術だけではなく、他のサービスについて知っていると、より提供できる情報も多いと思います。被災者生活再建支援法など生活に関する国の制度も整備されているし、災害救援ボランティアセンターがあったり、保健所ががんばってたりする。「こんなサービスがありますよ、ここへ行けばいいんですよ」の一言を言ってあげられるかどうかで被災者の方の安心感は違う。不安を少しでも取り除くという役割もできるかなと思います。

被災地での体験を伝える 「メッセンジャー」の役割

活動を経験された判定士さんたちは、被災地を見てきたからこそ、まだ災害が起こっていない地域に伝えられることがあると思います。災害直後は一番ひどい状況ですから、建物の安全性がどれだけ大事か、地域の助け合いがどれだけ大切か、説得力をもって伝えられる。自分たちの地域に戻ってから、自分たちの地域を守るために「メッセンジャー」という役割もあるんだということも心がけて頂きたいと思います。災害が起る前に何を備えておけばよかったのか、被災者の方々は自らのつらい体験の中から私たちにあらゆるメッセージを与えてくれている。そう捉えて、被災地での貴重な体験をぜひ自分たちの地域に生かしてほしいですね。

判定士のみなさん、 地震対策は 万全ですか ?!

震災後に判定士として力を発揮するために今しておかなければならないことは、自分や家族の命、そして住まいを守るために地震対策です。

阪神・淡路大震災では、約25万棟の家屋が全・半壊し、家屋の倒壊や家具の転倒による圧死が犠牲者の約8割を占める大惨事になりました。このことにより建築物の安全性を高めることの重要性が強く認識されてきました。

まず何よりも、自分の住まいの耐震性を知ることが大切です。愛知県内の各市町村（一部を除く）では、1981年5月31日以前に着工された在来軸組構法と伝統構法の木造住宅について無料で耐震診断を行っています。診断を受け、「倒壊または大破壊の危険あり」と診断された住宅には耐震改修費の一部補助もあります。

名古屋市の場合、補助金は耐震工事費の1/2かつ上限が60万円です。市町村によって異なるので詳しい問い合わせは各市町村窓口へ。



◆自分でできる「わが家の簡易耐震診断」

名古屋市のホームページでは、ホームページ上で簡単に住まいの耐震診断ができます。「ちょっと不安だな」と思っている人も、専門家の診断を受ける前に、自分自身でチェックしてみましょう。

<http://www.city.nagoya.jp/14kentiku/sidoubu/shidoka/bosai/taisin/taisin.htm>

◆講座、勉強会などで活用できる愛知県製作のビデオ「木造住宅の耐震診断・改修のすすめ」

愛知県建築指導課では、広く耐震診断をすすめるための啓発用ビデオ「あなたの家は大丈夫?—木造住宅の耐震診断・改修のすすめ」を作り、貸し出しています。阪神・淡路大震災の映像や東海地震の説明、木造家屋の倒壊実験、ブロックや家具の転倒防止対策、診断と改修の実際等を紹介。防災意識を高め、行動を起こすきっかけになります。名古屋市内の図書館、港防災センターでも借りられます。

問い合わせ 愛知県建築指導課 TEL052-954-6587
または市町村担当課へ。

◆家具の転倒防止

阪神・淡路大震災の震度7の地域では、住宅の全半壊をまぬがれたものの、全体の約6割の部屋で家具が転倒し、部屋全体に散乱しましたといいます。電子レンジやテレビが飛び、250kgの大型冷蔵庫が倒れるなど、日常では考えられない現象が起きました。

住まいの中を見渡して、家具を点検して早めの安全対策を。家具の固定方法等については愛知県のホームページでも紹介しています。

http://www.pref.aichi.jp/bousai/zisin_saigai/hosoku/p10_11.html

編集後記

阪神・淡路大震災から10年。

今、私たちができることは、来るべき地震に備え、できるだけ災害を減らすため、「学び、そして備えること」。そんな想いを再確認していたところに中越地震がやってきた。

本当に、次こそはわが身?

「いざ!」という時のことをどれだけイメージできるかが、

被災後の行動に大きく影響してくるはず。

日頃から、自分や家族のこと、そして、

判定士としての心構えに留意しておきたい。

「ご意見、ご感想などお寄せください。」

愛知県建築物地震対策推進協議会

<事務局>

〒460-0008名古屋市中区栄4丁目3番26号

(財)愛知県建築住宅センター内

TEL 052-264-4051

FAX 052-264-4043



Let's Fight!!